

## 特定生産緑地(寝屋川市)の指定

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面 積 (ha)			申出基準日	備考	図面 番号
		生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地				
			既に指定されて いる区域	新たに指定する 区域			
太間町2	太間町地内	0.34	0.30	0.04	令和5年12月6日		1
葛原一丁目1	葛原一丁目地内	0.16		0.16	令和5年12月6日		2
打上宮前町1	打上宮前町地内	0.08	0.05	0.03	令和8年12月13日		3

「区域は指定図表示のとおり」